

※情報アラカルトは、20 ページから右へ読み進めてください。

※情報アラカルトは、20 ページから右へ読み進めてください。

情報アラカルト

暮らしに役立つ情報をお届けします

暮らし

教育委員会委員の再任



▲羽村章さん

9月30日で任期満了を迎えた羽村章さんが、第4回羽村市議会の同意を得て、教育委員会委員に再任されました。

任期 10月1日～令和5年9月30日

◆教育委員会の構成◆（敬称略）

職名	氏名	任期
教育長	桜沢 修	平成30年10月1日～令和3年9月30日
教育長職務代理者	江本 裕子	平成28年10月1日～令和2年9月30日
委員	羽村 章	令和元年10月1日～令和5年9月30日
委員	塩田 真紀子	平成28年10月1日～令和2年9月30日
委員	永井 英義	平成29年10月1日～令和3年9月30日

問 生涯学習総務課総務係 ⑨352

固定資産評価審査委員会委員再任

10月14日で任期満了を迎えた岡田丈尋さん（福生市在住・税理士）が、第4回羽村市議会の同意を得て、羽村市固定資産評価審査委員会委員に再任されました。

任期 10月15日～令和4年10月14日

問 総務課法制係 ⑨326

10月22日(火)～31日(木)は駅前放置自転車クリーンキャンペーン

羽村駅と小作駅で「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」を行います。普段から自転車を放置しないよう、ご協力をお願いします。

■自転車の放置で困っている人がいます！

○歩道の黄色い点字ブロックの上に自転車が置いてあると通行の妨げとなり、視覚に障害のある方が困っています。

○自転車が駅周辺道路に置かれると道幅が狭くなり、車椅子やベビーカーを使っている方が困っています。

○ほかにも高齢の方や子ども連れの方、駅周辺の店舗など、自転車が放置されることで困っている人がいます。

あなたが放置した自転車が思わぬ交通障害を生み出しているかもしれません。自転車は市の自転車駐車場に停めてください。

■放置禁止区域

羽村駅・小作駅を中心とする半径400m以内の区域

※放置された自転車や原動機付自転車は、自転車保管所へ移送します。移送した自転車などを引き取る際には、撤去手数料が必要となります。

問 防災安全課防犯・交通安全係 ⑨216 / 羽村市自転車保管所

☎ 579-4815

年末調整説明会と確定申告ID発行を同会場で！

■給与所得の年末調整等説明会を行います

年末調整は、給与所得者の所得税年税額を確定し、毎月の給与などから源泉徴収した税額との過不足を清算する重要な手続

きです。説明会に参加し、正しい年末調整をお願いします。

日 11月19日(火)午後1時30分～4時（受付・用紙配布…午後1時～1時30分） **会** ゆとろぎ小ホール **対** 市内の源泉徴収義務者（給与支払者）

※駐車場には限りがあります。公共交通機関を利用してお越しください。

問 青梅税務署法人課税第1部門・管理運営部門 ☎ 0428-22-3185（自動音声に従って「2」を選択してください。）

■自宅で確定申告をしよう！！IDなどの出張受付をします

確定申告用のIDとパスワードを取得すれば、自宅に居ながら国税庁のウェブサイト「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書を作成し、e-Tax送信（提出）することができます。IDなどがあれば「スマートフォン」でも申告することができます。次の日時で、IDとパスワードを取得することができます。

日 11月19日(火)午後1時30分～4時 **会** ゆとろぎ地下ホワイエ **持** 運転免許証などの本人確認書類

★国税庁ウェブサイト内「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、申告の際に長時間待つ必要もありません。確定申告期間中は24時間いつでも利用可能。印刷して郵送などで提出することもできます。

問 青梅税務署個人課税第1部門 ☎ 0428-22-3185（自動音声に従って「2」を選択してください。） / 課税課市民税係 ⑨164

国民健康保険被保険者証は届いていますか

10月1日から使用できる国民健康保険証を9月中旬に簡易書留で郵送しました。

不在などで受取りのなかった世帯の分は、市役所1階市民課保険係で保管しています。受取りに来る場合は、本人確認ができる書類と印鑑を持参してください。別世帯の方が受取りに来る場合は委任状が必要です。

保険証の有効期間 2年間（今回の更新は令和3年9月30日まで）※次に該当する方は有効期限が異なります。注意してください。

①令和3年9月30日までに75歳の誕生日を迎える方は、誕生日の前日まで

②退職被保険者証（若草色）を持っている方で、令和3年9月30日までに65歳の誕生日を迎える方は、誕生月の月末が有効期限（1日生まれの方は誕生月の前月末日まで）

※①②に該当する方には、有効期限前に新たな保険証を送付します。手続きは不要です。

問 市民課保険係 ⑨125

こころの健康セミナー SOSを上手にキャッチするコツとは

■こころの病気や悩みを抱えた方からの相談に寄り添うために

当事者の思いや心の不調を理解し、安心して話せる環境づくりの方法などをお伝えします。

日 11月29日(金)午後1時30分～3時30分 **会** ゆとろぎ地下レセプションホール **対** 市内在住・在勤 **定** 50人（先着順） **講** 伊藤淳子さん（杏林大学保健学部臨床心理学科） **申** 10月15日(火)から、電話または直接保健センター ⑨626へ

手当の支給

児童扶養手当の受給には手続きが必要です

児童扶養手当を支給します。児童扶養手当を受給するためには手続きが必要です。対象となる方は、手続きをしてください。**対** 次の①～⑤のいずれかに該当し、18歳になる年度の3月31日までの間の児童（身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～3度の障害児は20歳未満）の父母または児童を養育している者がその児童を監護し、かつ、生計を同じくする場合

①父母が婚姻を解消した児童 ②父か母が死亡した児童 ③父か母が一定程度の障害の状態にある児童 ④父か母の生死が明らかでない児童 ⑤その他（父か母が1年以上扶養義務を怠った状態にある児童、父か母が1年以上拘禁されている児童など）

支給額（月額）

【第1子】全部支給42,910円、一部支給42,900円～10,120円
【第2子の加算額】全部支給10,140円、一部支給10,130円～5,070円

【第3子以降の加算額】全部支給6,080円、一部支給6,070円～3,040円

※手当は、監護・養育する児童数、受給資格者の所得額に応じて決まります。

■次に該当する場合は、手当は受けられません。

①児童が里親に委託されているとき ②児童が児童福祉施設等に入所しているとき ③児童または受給資格者が日本国内に住所がないとき ④前年の所得が基準額以上のときなど

手続きに必要なもの

①申請者および児童の戸籍謄本 ②申請者名義の金融機関の口座番号がわかるもの ③印鑑（スタンプ式でないもの） ④親の障害を要件とする場合は、親の障害者手帳など
※受給要件によっては、ほかの書類が必要となる場合があります。

申・問 子育て支援課支援係 ⑨236

審議会などの傍聴

第5回羽村市子ども・子育て会議

日 10月31日(木)午後7時～ **会** 市役所東庁舎4階特別会議室 **定** 10人（先着順）

※会議日程は、変更になる場合があります。当日確認してください。

※会議は一部傍聴できない場合もあります。

問 子育て支援課保育・幼稚園係 ⑨229

台風第15号千葉県災害義援金を受け付けています

○義援金募金箱設置場所

市役所1階案内、市役所各連絡所、ゆとろぎ、スポーツセンター、図書館、郷土博物館
※領収書は、市役所1階案内でのみ発行しています。

○義援金の送金先

・千葉県を通じ県全域
・災害時相互応援協定を締結する袖ヶ浦市
※県または袖ヶ浦市を指定して募金をすることはできません。

問合せ 企画政策課 ⑨314

※情報アラカルトは、20 ページから右へ読み進めてください。